

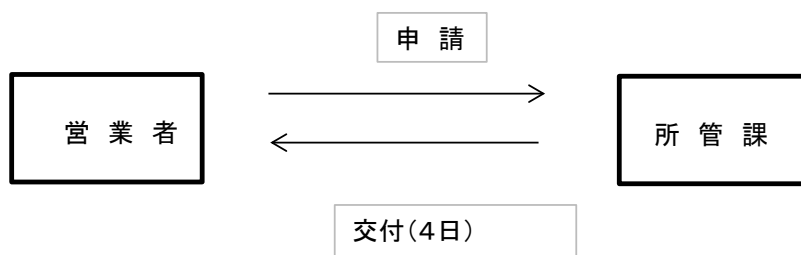
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 200

処 分 名	薬局開設の許可証の再交付	
処 分 の 概 要	申請に基づき許可台帳と確認、合致した場合、許可証を交付する。	
根 拠 法 令 名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年1月26日政令第11号)	
条 項	第1条の6第1項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	4日	
標 準 処 理 期 間	計	4日
審 査 基 準	許可台帳との一致が確認できること。	
【根拠法令等】	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</p> <p>(薬局開設の許可証の書換え交付)</p> <p>第一条の五 薬局開設者(法第一条の四に規定する薬局開設者をいう。以下同じ。)は、薬局開設の許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に許可証を添え、薬局の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。